

【表紙】

| | | |
|-------------------------|---|----------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2020年12月11日 | |
| 【会社名】 | 株式会社ヤプリ | |
| 【英訳名】 | Y a p p l i , I n c . | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 庵原 保文 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 住友不動産六本木グランドタワー41階 | |
| 【電話番号】 | 03-6866-5730(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 住友不動産六本木グランドタワー41階 | |
| 【電話番号】 | 03-6866-5730(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 募集金額 | |
| | ブックビルディング方式による募集 | 880,600,000円 |
| | 売出金額 | |
| | （引受人の買取引受による売出し） | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 5,402,020,000円 |
| | （オーバーアロットメントによる売出し） | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 2,296,056,000円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 | |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年12月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し5,222,000株（引受人の買取引受による売出し4,495,400株・オーバーアロットメントによる売出し726,600株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年12月11日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。なお、上記引受人の買取引受による売出しについては、2020年12月11日に、日本国内において販売される株数が1,709,500株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株数が2,785,900株と決定されております。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について
- 3 . 第三者割当増資、グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について
- 4 . ロックアップについて
- 5 . 親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

（訂正前）

2020年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年12月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,516円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 350,000 | 880,600,000 | 495,337,500 |
| 計（総発行株式） | 350,000 | 880,600,000 | 495,337,500 |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（2,960円～3,160円）の平均価格（3,060円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,071,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

2020年12月11日に決定された引受価額（2,923円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格3,160円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 350,000 | 880,600,000 | 511,525,000 |
| 計（総発行株式） | 350,000 | 880,600,000 | 511,525,000 |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5．の全文削除及び6．7．の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組入 額(円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込証拠 金(円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|--------------------------------------|--------------|----------------|
| 未定 (注)1. | 未定 (注)1. | 2,516 | 未定 (注)3. | 100 | 自 2020年12月14日(月) 至 2020年12月17日(木) | 未定 (注)4. | 2020年12月21日(月) |

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,960円以上3,160円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,516円)及び2020年12月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2020年12月22日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2020年12月4日から2020年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,516円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本組入 額(円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込証拠 金(円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------|
| 3,160 | 2,923 | 2,516 | 1,461.50 | 100 | 自 2020年12月14日(月) 至 2020年12月17日(木) | 1株につ き 3,160 | 2020年12月21日(月) |

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,960円～3,160円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,160円と決定いたしました。
なお、引受価額は2,923円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(3,160円)と会社法上の払込金額(2,516円)及び2020年12月11日に決定された引受価額(2,923円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,461.50円(増加する資本準備金の額の総額511,525,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,923円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2020年12月22日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-------------|-------------------|--------------|---|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 280,100 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 59,500 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 | 5,200 | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 3,500 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | 1,700 | |
| 計 | - | 350,000 | - |

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月11日)に元引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-------------|-------------------|--------------|---|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 280,100 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,923円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき237円)の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 59,500 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 | 5,200 | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 3,500 | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 | 1,700 | |
| 計 | - | 350,000 | - |

(注) 上記引受人と2020年12月11日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 990,675,000 | 20,000,000 | 970,675,000 |

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,960円～3,160円）の平均価格（3,060円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,023,050,000 | 20,000,000 | 1,003,050,000 |

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額970,675千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限993,505千円と合わせた、手取概算額合計上限1,964,180千円について、運転資金（広告宣伝費及び人件費）に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

新規顧客獲得の促進のために要する広告宣伝費として1,557,600千円（2021年12月期：677,600千円、2022年12月期：880,000千円）を充当する予定です。

アプリ運営プラットフォームのサービス拡充及び技術開発のための人件費として406,580千円（2021年12月期：406,580千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額1,003,050千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,025,973千円と合わせた、手取概算額合計上限2,029,023千円について、運転資金（広告宣伝費及び人件費）に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

新規顧客獲得の促進のために要する広告宣伝費として1,557,600千円（2021年12月期：677,600千円、2022年12月期：880,000千円）を充当する予定です。

アプリ運営プラットフォームのサービス拡充及び技術開発のための人件費として471,423千円（2021年12月期：471,423千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2020年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|-----------|----------------|--|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 4,495,400 | 13,755,924,000 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ1号投資事業組合 1,787,800株 東京都千代田区二番町5番1号 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 893,300株 45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund , L.P. 535,600株 Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105, United States Salesforce.com, inc. 420,000株 Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda Eight Roads Ventures Japan L.P. 293,700株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 158,400株 東京都武蔵野市 庵原 保文 140,800株 東京都港区 佐野 将史 140,800株 千葉県柏市 黒田 真澄 82,800株 東京都世田谷区 川田 尚吾 42,200株 |
| 計(総売出株式) | - | 4,495,400 | 13,755,924,000 | - |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式4,495,400株のうち一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売（以下「国内販売」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年12月11日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、仮条件（2,960円～3,160円）の平均価格（3,060円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）へ販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

| 指定する販売先（親引け先） | 株式数 | 目的 |
|-------------------|-----------|-------------------------|
| 株式会社T S Iホールディングス | 上限84,400株 | 有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため |
| 株式会社アルペン | 上限84,400株 | 有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため |

上記株式数は、取得金額合計の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

(訂正後)

2020年12月11日に決定された引受価額(2,923円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,160円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|-----------|---------------|--|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 1,709,500 | 5,402,020,000 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ1号投資事業組合 1,787,800株 東京都千代田区二番町5番1号 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 893,300株 45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund , L.P. 535,600株 Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105, United States Salesforce.com, inc. 420,000株 Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda Eight Roads Ventures Japan L.P. 293,700株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 158,400株 東京都武蔵野市 庵原 保文 140,800株 東京都港区 佐野 将史 140,800株 千葉県柏市 黒田 真澄 82,800株 東京都世田谷区 川田 尚吾 42,200株 |
| 計(総売出株式) | - | 1,709,500 | 5,402,020,000 | - |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式4,495,400株のうち一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されます。上記売出数は、日本国内において販売（以下「国内販売」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は、2,785,900株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、国内販売株数に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）へ販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

| 指定する販売先（親引け先） | 株式数 | 目的 |
|-----------------|----------------|-------------------------|
| 株式会社TSIホールディングス | 当社普通株式 79,100株 | 有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため |
| 株式会社アルペン | 当社普通株式 79,100株 | 有効な取引関係を今後も維持、発展させていくため |

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

(注) 5. の全文削除及び6. 乃至9. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込証拠 金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は 名称 | 元引受契 約の内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|--------------|--|---|--------------|
| 未定 (注)1. (注)2. | 未定 (注)2. | 自 2020年 12月14日(月) 至 2020年 12月17日(木) | 100 | 未定 (注)2. | 引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所 | 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 | 未定 (注)3. |

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年12月11日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込証拠 金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は 名称 | 元引受契 約の内容 |
|-------------|-------------|--|-------------------|--------------------|--|---|--------------|
| 3,160 | 2,923 | 自 2020年 12月14日(月) 至 2020年 12月17日(木) | 100 | 1株につ き 3,160 | 引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所 | 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 | (注)3. |

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
- | | | |
|----------------|-------------|------------|
| 各金融商品取引業者の引受株数 | みずほ証券株式会社 | 3,596,400株 |
| | 大和証券株式会社 | 764,200株 |
| | 野村證券株式会社 | 67,400株 |
| | 株式会社SBI証券 | 44,900株 |
| | マネックス証券株式会社 | 22,500株 |
- 引受人が全株買取引受を行います。上記金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき237円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2020年12月11日に元引受契約を締結いたしました。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 726,600 | 2,223,396,000 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 726,600株 |
| 計(総売出株式) | - | 726,600 | 2,223,396,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式351,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(2,960円～3,160円)の平均価格(3,060円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 726,600 | <u>2,296,056,000</u> | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 726,600株 |
| 計(総売出株式) | - | 726,600 | <u>2,296,056,000</u> | - |

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式351,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|--|---------------|--------------|---|--------------------|----------|
| 未定 (注)1. | 自 2020年 12月14日(月) 至 2020年 12月17日(木) | 100 | 未定 (注)1. | みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所 | - | - |

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|--|---------------|----------------|---|--------------------|----------|
| 3,160 | 自 2020年 12月14日(月) 至 2020年 12月17日(木) | 100 | 1株につき 3,160 | みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所 | - | - |

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2020年12月11日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

(訂正前)

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(訂正後)

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されまず。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

(訂正前)

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年12月11日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

(訂正後)

2,785,900株

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であります。

(3) 海外販売の売出価格

(訂正前)

未定

(注) 1. 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(訂正後)

1株につき3,160円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 海外販売の引受価額

(訂正前)

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(訂正後)

1株につき2,923円

(注) の全文削除

(5) 海外販売の売出価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

8,803,444,000円

(以下省略)

3. 第三者割当増資、グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式351,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|--|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 351,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき2,516円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注） |
| (4) | 払込期日 | 2021年1月20日（水） |

（注） 割当価格は、2020年12月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は375,600株を上限として貸株人より追加的に当該株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を2021年1月15日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

（以下省略）

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式351,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|--|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 351,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき2,516円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額 512,986,500円（1株につき金1,461.50円） 増加する資本準備金の額 512,986,500円（1株につき金1,461.50円） |
| (4) | 払込期日 | 2021年1月20日（水） |

（注） 割当価格は、2020年12月11日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（2,923円）と同一であります。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、みずほ証券株式会社は375,600株について貸株人より追加的に当該株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を2021年1月15日行使期限として貸株人より付与されております。

（以下省略）

4．ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年6月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるYJ1号投資事業組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund L.P.、テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合及び川田尚吾は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する角田耕一、金子洋平、井階京太、亀田直、松尾要、新岡裕子、田村有正、市川昌志、中山健志、山戸一郎及びその他30名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月13日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（2021年6月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年6月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるYJ1号投資事業組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund, L.P.、テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合及び川田尚吾は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する角田耕一、金子洋平、井階京太、亀田直、松尾要、新岡裕子、田村有正、市川昌志、中山健志、山戸一郎及びその他30名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月13日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（2021年6月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(訂正前)

(株式会社T S Iホールディングス)

| | | |
|-----------------|--|--|
| a．親引け先の概要 | 名称 | 株式会社T S Iホールディングス |
| | 本店所在地 | 東京都港区北青山一丁目2番3号 |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第9期 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日) 2020年5月22日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第10期第1四半期 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日) 2020年7月7日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第10期第2四半期 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年10月7日 関東財務局長に提出 |
| b．当社と親引け先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 親引け先は当社の取引先であります。 |
| c．親引け先の選定理由 | 当社の販売先であり、有効な取引関係を今後も維持、発展させていくためであります。 | |
| d．親引けしようとする株式の数 | 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出株式のうち、 <u>84,400株を上限として、2020年12月11日（売出価格決定日）に決定される予定。</u> ） | |
| e．株券等の保有方針 | 当社との取引関係維持のため、長期保有の見込であります。 | |
| f．払込みに要する資金等の状況 | 当社は親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先が提出した第10期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込に足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。 | |
| g．親引け先の実態 | 親引け先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について記載されており、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 | |

(株式会社アルペン)

| | | |
|------------------|---|---|
| a. 親引け先の概要 | 名称 | 株式会社アルペン |
| | 本店所在地 | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第48期 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) 2020年9月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第49期第1四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日 関東財務局長に提出 |
| b. 当社と親引け先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 親引け先は当社の取引先であります。 |
| c. 親引け先の選定理由 | 当社の販売先であり、有効な取引関係を今後も維持、発展させていくためであります。 | |
| d. 親引けしようとする株式の数 | 未定(引受人の買取引受による売出しにおける売出株式のうち、 <u>84,400株を上限として、2020年12月11日(売出価格決定日)に決定される予定。</u>) | |
| e. 株券等の保有方針 | 当社との取引関係維持のため、長期保有の見込であります。 | |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 当社は親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先が提出した第49期第1四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込に足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。 | |
| g. 親引け先の実態 | 親引け先は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について記載されており、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 | |

(訂正後)

(株式会社T S Iホールディングス)

| | | |
|-----------------|-----------------|--|
| a．親引け先の概要 | 名称 | 株式会社T S Iホールディングス |
| | 本店所在地 | 東京都港区北青山一丁目2番3号 |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第9期 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日) 2020年5月22日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第10期第1四半期 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日) 2020年7月7日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第10期第2四半期 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日) 2020年10月7日 関東財務局長に提出 |
| b．当社と親引け先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 親引け先は当社の取引先であります。 |
| c．親引け先の選定理由 | | 当社の販売先であり、有効な取引関係を今後も維持、発展させていくためであります。 |
| d．親引けしようとする株式の数 | | 当社普通株式 79,100株 |
| e．株券等の保有方針 | | 当社との取引関係維持のため、長期保有の見込であります。 |
| f．払込みに要する資金等の状況 | | 当社は親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先が提出した第10期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込に足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。 |
| g．親引け先の実態 | | 親引け先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について記載されており、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 |

(株式会社アルペン)

| | | |
|------------------|---|---|
| a. 親引け先の概要 | 名称 | 株式会社アルペン |
| | 本店所在地 | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第48期 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) 2020年9月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第49期第1四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日 関東財務局長に提出 |
| b. 当社と親引け先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 親引け先は当社の取引先であります。 |
| c. 親引け先の選定理由 | 当社の販売先であり、有効な取引関係を今後も維持、発展させていくためであります。 | |
| d. 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 79,100株 | |
| e. 株券等の保有方針 | 当社との取引関係維持のため、長期保有の見込であります。 | |
| f. 払込みに要する資金等の状況 | 当社は親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先が提出した第49期第1四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込に足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。 | |
| g. 親引け先の実態 | 親引け先は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について記載されており、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 | |

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、売出価格等決定日(2020年12月11日)に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式(引受人の買取引受による売出し)の売出価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、2020年12月11日に決定された「第2 売出要項」における売出株式(引受人の買取引受による売出し)の売出価格(3,160円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況
(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株) | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------|--|--------------|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 庵原 保文 | 東京都武蔵野市 | 2,348,100 | 18.72 | 2,207,300 | 17.12 |
| 佐野 将史 | 東京都港区 | 2,348,100 | 18.72 | 2,207,300 | 17.12 |
| Eight Roads Ventures Japan L.P. | Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda | 1,133,700 | 9.04 | 840,000 | 6.52 |
| 黒田 真澄 | 千葉県柏市 | 828,900 | 6.61 | 746,100 | 5.79 |
| YJ1号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 2,102,400 | 16.76 | 314,600 | 2.44 |
| グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区二番町5番1号 | 1,112,700 | 8.87 | 219,400 | 1.70 |
| Globis Fund, L.P. | 45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 667,200 | 5.32 | 131,600 | 1.02 |
| 株式会社T S Iホールディングス | 東京都港区北青山一丁目2番3号 | - | - | 84,400 | 0.65 |
| 株式会社アルペン | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 | - | - | 84,400 | 0.65 |
| YJ2号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 42,600 | 0.34 | 42,600 | 0.33 |
| YJ3号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 42,600 | 0.34 | 42,600 | 0.33 |
| 計 | - | 10,626,300 | 84.71 | 6,920,300 | 53.68 |

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2020年11月13日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2020年11月13日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し、退職による新株予約権の失権(3,000株)及び親引け(株式会社T S Iホールディングス84,400株、株式会社アルペン84,400株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりません。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株) | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------------|--|--------------|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 庵原 保文 | 東京都武蔵野市 | 2,348,100 | 18.72 | 2,207,300 | 17.12 |
| 佐野 将史 | 東京都港区 | 2,348,100 | 18.72 | 2,207,300 | 17.12 |
| Eight Roads Ventures Japan L.P. | Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda | 1,133,700 | 9.04 | 840,000 | 6.52 |
| 黒田 真澄 | 千葉県柏市 | 828,900 | 6.61 | 746,100 | 5.79 |
| YJ1号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 2,102,400 | 16.76 | 314,600 | 2.44 |
| グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区二番町5番1号 | 1,112,700 | 8.87 | 219,400 | 1.70 |
| Globis Fund , L.P. | 45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 667,200 | 5.32 | 131,600 | 1.02 |
| 株式会社T S Iホールディングス | 東京都港区北青山一丁目2番3号 | - | - | 79,100 | 0.61 |
| 株式会社アルペン | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 | - | - | 79,100 | 0.61 |
| YJ2号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 42,600 | 0.34 | 42,600 | 0.33 |
| YJ3号投資事業組合 | 東京都千代田区紀尾井町1番3号 | 42,600 | 0.34 | 42,600 | 0.33 |
| 計 | - | 10,626,300 | 84.71 | 6,909,700 | 53.60 |

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2020年11月13日現在のもの
であります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2020年11月13日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し、退職による新株予約権の失権(3,000株)及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入してあります。